

超音波内視鏡システム 一式
仕様書

公立大学法人福島県立医科大学

1 調達物品名及び構成内訳

(調達物品名) 超音波内視鏡システム 一式

(構成内訳)

- ・ 内視鏡用映像処理装置…………… 1 式
- ・ 専用トロリー …………… 1 式
- ・ 4K 液晶ディスプレイモニター…… 1 台
- ・ 内視鏡用超音波観測装置…………… 1 式
- ・ 映像表示装置…………… 1 式

2 納入場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

(福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2)

3 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

4 技術的要件の概要

- 4-1 内視鏡用映像処理装置は、内視鏡用超音波観測装置と接続することで連動操作できること。
- 4-2 内視鏡用超音波観測装置は、病院が保有するスコープ（オリンパス製）と接続して使用できること。
- 4-3 映像表示装置は、透視画像、内視鏡画像等の検査画像を任意レイアウトに合成し、出力できること。

5 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

- 5-1 内視鏡用映像処理装置については、以下の要件を満たすこと。
- 5-1-1 面順次式と同時式の 2 種類の内視鏡撮像方式に対応していること。
- 5-1-2 4K 対応の 12G-SDI の映像信号出力を有し、4K 液晶ディスプレイモニターと組み合わせ使用できること。
- 5-1-3 各種周辺機器のコントロール機能を有し、リモート操作ができること。
- 5-1-4 ポータブルメモリーが付属しており、内視鏡画像、外部入力画像、各種設定値の保存および読出しができること。
- 5-1-5 Violet、Blue、Green、Amber、Red の 5 色の LED を搭載しており、WLI（白色光）における赤色の再現性が高いこと。

5-2 専用トrolleyについては、以下の要件を満たすこと。

5-2-1 内視鏡用映像処理装置、4K 液晶ディスプレイモニター、内視鏡用超音波観測装置を搭載できること。

5-2-2 搭載した 4K 液晶ディスプレイモニターの位置を上下左右に調整できること。

5-3 4K 液晶ディスプレイモニターについては、以下の要件を満たすこと。

5-3-1 4K 対応で、32 インチ以上あること。

5-3-2 2 画像表示機能 (PIP : Picture in Picture) を有していること。

5-4 内視鏡用超音波観測装置については、以下の要件を満たすこと。

5-4-1 電子走査方式の超音波内視鏡に加え、プローブ駆動ユニットと組み合わせて使用するメカニカル走査方式のミニチュアプローブとも接続できること。

5-4-2 ドプラモードは、カラードプラモード、パワードプラモード、微細血流イメージングモードから選択できること。

5-4-3 造影ハーモニックイメージングおよび造影ティシューハーモニックイメージングが使用できること。

5-4-4 拍動又は脈動を利用して組織内のひずみ量を測定し、組織の相対的なかたさをカラーで表示するエラストグラフィが使用できること。

5-4-5 音響放射圧によって発生するせん断波の伝搬速度を計算し、組織のかたさに関する定量的な情報を表示するシアウェーブ計測ができること。

5-4-6 タッチパネル、バックライト付き操作キー、トラックパッド等により、直感的な操作が可能であること。

5-5 映像表示装置については、以下の要件を満たすこと。

5-5-1 3 つ以上の画面信号を入力し、任意のレイアウト合成 (マルチビュー表示) ができること。

5-5-2 外部スイッチャーによる入力信号の切替えができること。

5-5-3 SDI 入力端子を 2 つ以上有すること。

5-6 その他

5-6-1 内視鏡情報管理システム NEXUS (富士フイルム) と接続できること。

付帯事項

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

1 納品

- 1-1 設置場所については、本学担当者の指示に従うこと。
- 1-2 機器の搬入、据付、配線、初期設定・調整、既存機器（周辺機器および付属品を含む）・システムとの接続、動作確認、ならびに不要機器の撤去については、本学担当者の指示により実施すること。
- 1-3 前項 1-2 に示す一連の作業に係る費用は、すべて本契約に含まれるものとする。
- 1-4 搬入の際には契約者が立会い、本学の施設に損傷を与えないよう十分に注意し、必要に応じて搬入経路に養生を施すこと。万一、本学の建物または設備等に損傷を与えた場合は、契約者の責任において原状回復を行うこと。
- 1-5 本仕様書に示す各機器が適正に動作するために必要な物品（周辺機器、ケーブル、ソフトウェア等）は、仕様書に記載がない場合であっても、契約者の責任において適切に整備すること。
- 1-6 納品作業については、事前に本学担当者と日程を調整のうえ実施すること。

2 保守体制

- 2-1 定期的な点検およびオンコール対応が可能な保守体制を有すること。
- 2-2 納入検査後 1 年間を無償保証期間とし、通常の使用による故障または障害（取り扱い上の過誤に起因するものを除く）については、無償で修理または交換等の対応を行うこと。

3 教育体制

- 3-1 機器の設置完了後、本学職員に対し、操作トレーニングおよび説明会を必要な時間実施すること。なお、実施にあたっては、本学が指定する日時および場所によること。
- 3-2 機器稼働後も、必要に応じて技術的サポートを実施できる体制を有すること。
- 3-3 各機器の操作マニュアルについては、日本語版を納入台数分提出すること。

4 その他

- 4-1 機器の使用にあたり必要となる各種申請については、契約者が書類作成等の支援を行うこと。
- 4-2 入札機器のうち医療機器に該当するものについては、入札時点で薬機法に定められた製造販売承認等を取得していること。
- 4-3 本仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定すること。